

「おまかせ はたラクサポート クラウドサービス」利用規約

実施：2020年6月30日（最終改定 2026年9月1日）

第1章 総則

（本規約の目的）

第1条 NTT東日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、おまかせ はたラクサポート クラウドサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「おまかせ はたラクサポート クラウドサービス」（別紙1（提供機能・提供条件）に規定する機能を提供するものとし、以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（本規約の変更）

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

（用語の定義）

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
申込者	当社へ本契約を申し込もうとする者、又は当社へ本契約の申し込みの意思表示をしている者
本サービス	おまかせ はたラクサポート クラウドサービス（別紙1（提供機能・提供条件）に規定する機能）
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
宅内端末機器	本サービスを利用するために必要な契約者が用意（設置）した機器
契約者番号	当社が契約者を識別するために契約者単位で付与する一意の番号（当社が別に提供するおまかせ はたラクサポート サポートサービスと重畳して契約する場合は、同一の番号となります。）
おまかせ はたラクサポート サポートサービス	当社が別に定めるおまかせ はたラクサポート サポートサービス利用規約に定めるサービス
利用ユーザー	契約者の管理のもと、kintone for おまかせはたラクサポートの各サービスを利用するユーザーとして契約者が設定した者
ストアサービス	kintone for おまかせはたラクサポートにおいて、登録情報の管理を行うサイボウズドットコムストアによって提供されるサービス
ストア管理者	ストアサービス上で、その管理者として、契約者が設定した者

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第4条 当社は、契約者に対し、別紙1（提供機能・提供条件）第2項に定めるサービスを提供します。また、契約者から申込みがあったときは、別紙1（提供機能・提供条件）第2項に定める訪問サポートを提供します。

(提供区域)

第5条 本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、本サービスの利用に際し、契約者番号ごとに1の本契約を締結します。

(契約申込の方法)

第7条 申込者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 契約者メールアドレス
- (5) 機能（メニュー）
- (6) プラン
- (7) オプション
- (8) その他申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、当社が承諾するときは、電子メールをもって契約者に通知します。なお、当該電子メール又は書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載の日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができますものとし、

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (5) 当社が、本サービスの申込みをした者が第50条（反社会的勢力の排除）に規定する反社会的勢力であると判断したとき。

3 当社が、第1項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

4 本サービスにおいて個別契約書等、本規約とは別に定め（以下「個別契約書等」といいます）がある場合、契約者は本規約のほか個別契約書等の定めにも従う必要があります。

5 個別契約書等において、本規約と異なる定めをした場合には、個別利用契約等の定めが本規約の定めに優先して適用されるものとします。

(契約申込内容の変更)

第9条 契約者は、第7条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第11条（契約者の地位の承継）で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、

又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

(契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

- 第12条 契約者は、第7条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、契約者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求める場合があります。

(ユーザアカウント)

- 第13条 契約者が別紙1（提供機能・提供条件）第2項⑥に定める kintone for おまかせ はたラクサポートを契約する場合、契約者は、当社が許諾するユーザー数を超えない範囲内で、利用ユーザーに対しユーザアカウントを設定することができます。利用ユーザーとしてユーザアカウントの設定された方のみ、本サービスを利用することができます。なお、契約者は、当該利用ユーザーに本規約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。
- 2 前項の場合、契約者は、一つのユーザアカウントを複数人で共有して利用させることはできないものとします。

(提供する機能等の変更)

- 第14条 契約者は、契約した機能（メニュー）、プラン、オプションを変更することができます。この場合、契約者は、第9条（契約申込内容の変更）の定めにより変更の手続きを行うものとします。変更に伴う費用等については、別紙2（料金表）のとおりとします。

第4章 禁止行為

(営業活動の禁止)

- 第15条 契約者は、有償、無償を問わず、本サービスの全部又は一部を第三者に対して再提供することはできません。

(著作権等)

- 第16条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条に定める権利を含む。以下同じ。）、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該物品等の使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱っていただきます。
- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

- (3)営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡（第10条（権利の譲渡の禁止）で定める場合を除く）・担保設定等しないこと。
- (4)当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 利用中止等

（利用中止）

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (2)第19条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
 - (3)その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、6ヵ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1)本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第49条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。)
 - (2)契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、債権の譲渡の規定に則り請求事業者に譲渡している場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。)
 - (3)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4)第10条（権利の譲渡の禁止）、第15条（営業活動の禁止）、第16条（著作権等）又は第42条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5)契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
 - (6)当社に損害を与えたとき。
 - (7)当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用の制限）

第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

（本サービス提供の終了）

第20条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約をする場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（契約者が行う本契約の解除）

第21条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方

法により申し出ていただきます。

- 2 当社は、前項の規定により契約者が申し出た解除希望日をもって本サービスの解除日とします。ただし、契約者が申し出た解除希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解除日とします。

(当社が行う本契約の解除)

第22条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。ただし、本項第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

(1) 第18条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第20条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

- ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第6章 料金

(料金)

第23条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙2（料金表）に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第24条 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した月の翌月から起算して、本契約の解除のあった月までの期間（本サービスの提供を開始した月に本契約の解除があった場合は、1月分とします。）について、別紙2（料金表）第1表（月額料金）に規定する月額料金の支払いを要します。また、契約者は、訪問サポートを利用したときは、別紙2（料金表）第3表（訪問サポート基本料金）に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービス（訪問サポートを除く）を全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービス（訪問サポートを除く）を全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金

- 3 本サービスには、別紙2（料金表）1項に定めるところにより基本契約期間があります。

4 契約者は、前項の基本契約期間中に本サービスを解約した場合には、当社が定める期日までに、別紙2（料金表）第2表（解約金）に規定する額を支払っていただきます。

5 契約者は、本規約に基づいて訪問サポートの要請をし、当社の承諾を受けたときは、訪問サポートの内容について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。ただし、訪問サポートの派遣前日までにその要請

の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその訪問サポート料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(割増金)

第25条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第26条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(料金計算方法等)

第27条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、別紙2（料金表）に定める料金は料金月（1の暦月の初日から末日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3 当社は、第24条（利用料金の支払義務）第2項第2号の規定に該当するときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

4 前項の規定による利用料金の日割は、当該月の暦日数により行います。この場合、第24条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表内1に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間ごととします。

5 当社は、本規約で別段の規定がある場合を除き、受領した料金について返金しないものとします。

6 契約者は、当社が請求した料金の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙3（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

(端数処理)

第28条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第29条 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(電子媒体による請求額情報の通知)

第30条 当社は、本サービスの料金等の請求額情報（契約者に係る料金等の請求額及びその内訳並びに支払証明をいいます。以下同じとします。）について、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより請求額情報等の通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）を行います。

2 当社は、請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

3 契約者は、当社が契約者に付与した請求額情報蓄積装置にログインするためのID及び契約者が設定したパスワードについて、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

4 請求額情報蓄積装置に登録された請求額情報を確認するために必要なインターネット接続環境は契約者が自ら用意し、その接続に必要な費用は契約者に負担していただきます。

(支払証明書の発行)

第31条 当社は、契約者もしくは過去契約者だった者、又はこれらの者から委任を受けた者から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスの料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の紙媒体による証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 前項の請求者は、支払証明書の発行を受けたときは、支払証明書1枚ごとに400円（税込価格440円）の手数料及び郵送料等の支払いを要します。

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

3 契約者は、当社が前2項の取り扱いを行うことについて、同意していただきます。

4 当社は、前3項の規定によるほか、本サービスに係る支払証明書を、請求額情報蓄積装置に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。この場合の利用条件については、第30条（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いに準じます。

(料金等の一括請求)

第32条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、本サービスに係る料金等について、契約者が指定する他のサービス等の契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。

(1) 当該請求を行った本サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。

(2) 当該請求を行った本サービスの契約者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 当社は、契約者から本サービスについて料金等の一括請求を廃止する申出があったとき又は前項の各号のいずれかに該当しなくなったときは、本サービスに係る料金等の一括請求の取扱いを廃止します。ただし、料金等の一括請求を受ける複数のサービスを構成する、他のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っている場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税等相当額の加算)

第33条 第24条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙2（料金表）に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

2 消費税率に変更が生じた場合は、変更後の消費税率を適用した料金に変更するものとし、既に支払を受けた金額について変更後の消費税率が適用されることによって差額が生ずる場合には、差額の清算を行うものとし、

(料金の臨時減免)

第34条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、本サービス（訪問サポートを除く）を提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本サービス（訪問サポートを除く）が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範

囲内で賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービス（訪問サポートを除く）が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状況が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、本サービスの提供に伴い当社の不法行為があったことによって契約者に損害が生じた場合、本サービスの一ヶ月の月額料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害
- 4 当社の故意又は重大な過失による場合には、前3項の規定は適用しません。
- 5 契約者が、契約者・取引先のIDを用いて本サービスで為された各種取引、情報の発信、その他全ての行為については、全て契約者・取引先的意思により為されたものと看做します。仮にパスワードの盗用等、契約者に何ら過失のない場合であっても、そのために生じた損害について、当社は本条第3項に規定する場合を除き責任を負わないものとします。
- 6 契約者が本規約に違反したことにより当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

（免責事項）

- 第36条 契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決するものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分その他の原因を問わず、責任を負いません。
 - 3 当社は、第17条（利用中止）、第18条（利用停止）、第19条（利用の制限）、第20条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
 - 4 当社は、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
 - 5 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社のサーバ装置に現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。
 - (1) 当社のサーバ装置その他の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社が別に定めるところにより、当社のサーバ装置に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
 - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータが当社のサーバ装置に蓄積されていることを知ったとき。
 - (4) 当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されているデータにコンピュータウイルスが含まれていると当社が判断したとき。ただし、当社がそのデータの伝送を停止し、又はデータを消去することによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
 - 6 当社は、第5項の規定により現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 7 当社は、蓄積されているデータについてバックアップを取る義務を負いません。また、当社は、保存している情報が毀損または消失等しないことを保障するものではありません。万が一の事態に備え、保存している情報のバックアップについては、契約者にて定期的実施してください。
 - 8 当社は、第5項の規定により、現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
 - 9 当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における個人番号（以下、同様とします。）を含む電子データを取り扱うことはありません。
 - 10 契約者が別紙1（提供機能・提供条件）第2項⑤に定めるBtoBプラットフォーム請求書 for おまかせ はたら

クサポートを契約している場合において当該メニューにかかる契約が終了となった際は、当社は当該メニューの利用において蓄積されているデータ、及び登録情報を削除できるものとし、これにより契約者が損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

- 11 契約者が別紙1（提供機能・提供条件）第2項⑤に定めるBtoBプラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポートを契約する場合、当社が契約者の取引先から、契約者に関するクレームへの対応、又は損害賠償等の支払を求められた場合、契約者は、そのために要した弁護士費用、その他賠償金を含む一切の経費を、当社に支払うものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではないものとします。
- 12 契約者が別紙1（提供機能・提供条件）第2項⑥に定めるkintone for おまかせ はたラクサポートを契約する場合、お客様は、ストアサービスの登録情報またはストア管理者アカウントとしてご登録頂いているメールアドレスに変更が生じた場合、ストアサービスを利用して、速やかに変更後の内容に更新するものとします。ストア管理者の退職等、ストアサービスに登録してある情報等が変更されたにも関わらず、更新がされなかったことに起因して、契約者及び第三者に対して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。
- 13 契約者が別紙1（提供機能・提供条件）第2項⑥に定めるkintone for おまかせ はたラクサポートを契約する場合、本契約終了に伴い、当社は当該メニューの利用において蓄積されているデータ、及び登録情報について、本契約終了後 30 日間保持した上で、当該期間経過後削除するものとします。なお、本契約終了後は、当該データ及び登録情報について、その保管、削除、バックアップ等に関して契約者または第三者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

第8章 機密保持

（機密保持）

- 第37条 契約者及び当社は、本サービスの提供に際して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。（以下、本条において機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。）
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 開示時点で被開示者が既に保有しているもの
 - (3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
 - (5) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの
 - 3 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、本契約の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとします。
 - 4 被開示者は、本契約の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、本サービスの提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、被開示者は、第三者等に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対して本契約上の責任を負うものとします。
 - 5 第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等（以下総称して「法令等」という。）に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）開示者に対して当該開示について通知するものとします。
 - 6 利用契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された機密情報を開示者の要請に応じて開示者及び被開示者間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、開示者の要請がある場合、当該破棄日又は消去日から起算して 30 日以内に開示者及び被開示者間で協議の上定める確認書を提出するものとします。
 - 7 本条項は契約期間終了後3年間は有効に存続するものとします。

第9章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

- 第38条 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び別紙1（提供機能・提供条件）第4項に規定する情報（以下「個人情報」といいます。）を取得します。
- 2 当社は、前項、第11項及び第12項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt-east.co.jp/policy/>）に基づき取り扱うものとします。なお、当社が別に提供するおまかせ はたラクサポート サポートサービス（以下、「サポートサービス」といいます。）の契約があった場合には、サポートサービスにおいても同様に扱うことがあります。
- 3 当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含みます。）（以下「個人情報保護法」といいます）個人情報保護法の規定に基づき、第1項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
- 4 契約者は、当社が第49条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第18条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 5 契約者は、当社が第49条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 6 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 7 契約者は、第1項に基づき当社が取得した情報については、当社または当社が業務を委託する他の事業者が当該情報を、個人を特定しない統計情報として、別紙2（料金表）第1項①を契約時は株式会社ヒューマンテクノロジーズ、同②、③いずれかの契約時は freee 株式会社、同④を契約時は弁護士ドットコム株式会社、同⑤は株式会社インフォマート、同⑥は富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社、サイボウズ株式会社に提供し、同社のプログラムの安全性の判定・分析、セキュリティ上の脅威に対する対策の提供、セキュリティ上の脅威についての傾向分析、当社及び同社サービスのマーケティングを目的として利用することについてあらかじめ同意していただきます。
- 8 第1項に定める情報を取得するにあたり、契約者は、情報の提供主体に対し、当該情報が当社に第三者提供されること、及びサポートサービスの契約があった場合には、サポートサービスでも同様に利用されることについての同意を取得するものとします。
- 9 契約者は、別紙2（料金表）第1項に規定するIDについて、特定の管理対象に割り振ったのち、同じ値を他の管理対象に付与しないものとします。
- 10 契約者は、本サービスのうち、別紙2（料金表）第1項①又は②を契約している場合においては、法令を遵守した上で、かつ自己の責任において、個人番号（マイナンバー）を収集・保管・管理するものとします。
- 11 契約者または利用者が Facebook 認証情報を通じて本サービスにアクセスする場合、当社は契約者または利用者の Facebook 認証情報に登録されているユーザーID、メールアドレス、氏名、プロフィール写真のURL（以下、「Facebook 認証情報」といいます。）を自動的に収集し、本サービスのログイン認証に利用します。契約者または利用者は、当社に対して Facebook 認証情報の削除、消去を求める場合、本サービス取扱所に申し出るものとします。
- 12 契約者または利用者が Google 認証情報を通じて本サービスにアクセスする場合、当社は契約者または利用者の Google 認証情報に登録されているユーザーID、メールアドレス、氏名、プロフィール写真のURL、言語設定（以下、「Google 認証情報」といいます。）を自動的に収集し、本サービスのログイン認証に利用します。契約者または利用者は、当社に対して Google 認証情報の削除、消去を求める場合、本サービス取扱所に申し出るものとします。
- 13 契約者は、マイナンバーカード署名機能、クラウドサイン AI 契約書管理機能（以下「クラウドサイン AI 機能」といいます。）を利用する場合には、個人情報保護法、その他適用ある法令およびガイドラインに従い適法に取得した情報に限り当社に処理を委託するものとします。
- 14 当社は、マイナンバーカード署名機能、クラウドサイン AI 機能において契約者から処理を委託された個人情報について、マイナンバーカード署名機能、クラウドサインAI機能の提供以外の目的で、利用、加工、複写、

複製を行わないものとします。

- 15 契約者が別紙1（提供機能・提供条件）第2項⑥に定める kintone for おまかせ はたラクサポートを契約する場合、当社は、契約者の承諾を得ることなく、当該メニューの利用において蓄積されているデータ、及び登録情報を開示・公開することはありません。ただし、法令に従った要請（捜査関係事項照会書による要請を含む）や法令の手続上必要とされる場合については、契約者の承諾なく、全部または一部の当該メニューの利用において蓄積されているデータ、及び登録情報を開示・公開することがあります。
- 16 本サービスの一部の機能として、提携先のサービスと連携する機能があります。契約者が当該機能をご利用になる場合には、当該機能の利用において、当該メニューの利用において蓄積されているデータ、及び登録情報が提携先に提供される場合があります。

第10章 保守

（契約者の維持責任）

第39条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なサポート対象機器、インターネット接続回線、その他の設備を当社のホームページ等で定める利用環境に適合するよう維持、管理していただきます。

（契約者の切分責任）

- 第40条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、本サービスを利用する宅内端末機器に故障のないことを確認の上、当社に故障の連絡をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験等を行い、その結果を契約者にお知らせします。

第11章 雑則

（承諾の限界）

第41条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を契約者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

- 第42条 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。
- (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
- (2) 宅内端末機器がインターネットに接続できる環境であること。
- 2 契約者は、訪問サポートの要請をする場合には、第1項に定める条件に加え、次の各号に定める条件を満たしていただきます。
- (1) 当社が契約者を訪問した際に、宅内端末機器の設置場所又は設置希望場所に案内し、設定作業等に立ち会うこと。
- (2) 当社が宅内端末機器の設定作業等を実施する際に必要となる電力、照明、消耗品その他の設備等（電話又は通信回線の使用を含みます。）を当社に対して無償で提供すること。
- 3 契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 当社の許諾なく本サービスの派生サービスを作成し配布しないこと。
- (4) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

- (7) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (9) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (10) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (11) 別紙 2（料金表）第 1 項に規定する ID を第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
- (12) 本サービスの利用に係る ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (13) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

（契約者の当社に対する協力事項）

第 4 3 条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める事項に協力していただきます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) 宅内端末機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) 宅内端末機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

（設備等の準備）

第 4 4 条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な端末機器、インターネット接続回線その他の設備を保持、管理し、必要なその他のサービスを利用するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット接続回線その他の設備及びサービスの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

（除外事項）

第 4 5 条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 4 2 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、第 4 3 条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

（法令に規定する事項）

第 4 6 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（提供区域及び準拠法）

第 4 7 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（紛争の解決）

第 4 8 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（債権の譲渡）

第 4 9 条 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙 3（当社が別に定めることとする事項）において別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、別紙 3（当社が別に定めることとする事項）において当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第50条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
- (1) 第1項に違反したとき。
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
 - ① 当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。

附則（2020年6月30日東ビ開3サボ第20-00019号）

（実施期日）

- 1 この利用規約は、2020年6月30日から実施します。

附則（2021年3月22日東ビ開3サボ第20-00143号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2021年3月22日から実施します。

附則（2021年7月30日東ビ開3サボ第21-00034号）

（実施期日）

- 1 この利用規約は2021年7月30日から実施します。

附則（2022年5月16日東ビ開3サボ第22-00011号）

（実施期日）

- 1 この利用規約は2022年5月16日から実施します。

附則（2022年6月10日東ビ開3サボ第22-00024号）

（実施期日）

- 1 この利用規約は2022年6月10日から実施します。

附則（2023年2月20日東ビ開3サボ第22-00183号）

（実施期日）

- 1 この利用規約は2023年2月20日から実施します。

附則（2023年2月20日東ビ開3サボ第22-00183号②）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2023年3月6日から実施します。

附則（2023年4月18日東開三サ 000200000005-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2023年4月21日から実施します。

附則（2023年6月9日東開三サ 000200000031-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2023年7月1日から実施します。

附則（2023年11月16日東開C業 000200000033-01）①
（実施期日）

- 1 この利用規約は2023年11月20日から実施します。

附則（2023年11月16日東開C業 000200000033-01）②
（実施期日）

- 1 この利用規約は2023年12月1日から実施します。

（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（2024年3月24日東開C業 000200000089-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2024年3月26日から実施します。

附則（2024年6月12日東開C業 000200000116-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2024年6月18日から実施します。

附則（2024年7月4日東開C業 000200000126-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2024年7月8日から実施します。

附則（2024年8月27日東開C業 000200000136-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2024年10月1日から実施します。

附則（2024年9月26日東開C業 000200000140-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2024年10月1日から実施します。

附則（2024年12月18日東開C業 000200000160-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2025年1月1日から実施します。

附則（2024年10月31日東開C業 000200000150-01）
（実施期日）

- 1 この利用規約は2025年2月1日から実施します。

附則（2025 年 2 月 27 日東開 C 業 000200000182-01）

（実施期日）

- 1 この利用規約は 2025 年 3 月 1 日から実施します。

附則（2025 年 2 月 27 日東開 C 業 000200000182-01）

（実施期日）

- 1 この利用規約は 2025 年 4 月 1 日から実施します。

附則（商号変更に伴う改正 2025 年 5 月 8 日）

- 1 この利用規約は 2025 年 7 月 1 日から実施します。

附則（2025 年 10 月 21 日東開 C 戦 000200000356-01）

（実施期日）

- 1 この利用規約は 2025 年 10 月 24 日から実施します。

附則（2026 年 3 月 13 日東開 C 戦 000200000431-01）

（実施期日）

- 1 この利用規約は 2026 年 4 月 1 日から実施します。

附則（2026 年 4 月 24 日東開 C 戦 000200000478-01）

（実施期日）

- 1 この利用規約は 2026 年 5 月 1 日から実施します。

附則（2026 年 6 月 23 日東開 C 戦 000200000505-01）

（実施期日）

- 1 この改定規定は 2026 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（2026 年 7 月 17 日東開 クサ 000200000554-01）

（実施期日）

- 1 この利用規約は 2026 年 8 月 1 日から実施します。

附則（2026 年 8 月 10 日東開 クサ 000200000563-01）

（実施期日）

- 1 本規約は 2026 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 本規約実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 本規約実施前の本サービスの料金の請求額情報について発行する、消費税法第 57 条の 4 の規定に基づく適格請求書については、なお従前のとおりとします。

（本改定の失効等）

- 4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本改定を実施しない又は内容を改めることがあります。その場合、当社はそのことをホームページ (<https://www.ntt-east.co.jp/info/>) への掲載によりお知らせします。

別紙 1（提供機能・提供条件）

1. サービス概要

- ① 本サービスは、SaaS 型サービス（KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート、freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート、freee 会計 for おまかせ はたラクサポート、クラウドサイン for おまかせ はたラクサポート、BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポート、kintone for おまかせ はたラクサポート）を提供することで、業務の効率化をサポートするサービスです。

2. 本サービスで提供する機能（メニュー）

- ① KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート

提供機能	内容
勤務時間集計機能	周・月・年の変形労働やフレックス勤務等様々な就業形態に合わせて、勤務時間を自動集計します。
出力機能	Excel、CSV、PDF 形式で出力が可能です。また、主要給与システム（CSV 取込み可）にも対応しています。
アラート機能	勤務時間や出勤日数等指定した条件を満たした、もしくは満たさない集計値に色を付けて表示させることができます。
シフト管理機能	設定されるシフトの時間をパターン化できる場合は、スケジュールパターンを作成できます。出勤・退勤予定時刻、早出・残業の限界時間、固定の休憩時間、フレックス勤務の有無などをパターンとして設定できます。
時間外労働管理機能	通常、休日、割増など、様々な時間外労働の時間計算の基準を、社員、アルバイトなど、就業ルールの違う従業員ごとに設定できます。残業の申請・承認後に残業時間を反映することもできます。
休暇管理機能	有給休暇、代休、夏休み、慶弔休暇など、日数をカウントして管理する必要のある休暇を、システムで管理することができます。
申請承認機能	打刻時間の修正や時間外勤務、休暇、スケジュール等の申請及び承認を行うことができます。
管理者権限機能	部署や拠点、雇用区分毎に管理権限を割り当てることができます。また、それぞれの管理者の操作ログは全権管理者が確認することができます。
給与計算機能	勤怠管理データや従業員情報から、支給額、控除すべき税金や保険料を自動計算し、従業員に支払う給与額を計算することができます。振込ファイルも自動作成できます。
人事労務機能	入社手続きなどの申請や、自動計算された給与明細の発行を行うことができます。
PC ログオン・ログオフ打刻機能	Windows PC ログオン・ログオフ情報を勤怠打刻に利用できます。
データ分析機能	労働時間のグラフ表示や、打刻時間と勤務実態の差分表示、年次有給休暇の取得状況など他機能から取得したデータを可視化できます。
備考 2026 年 6 月 30 日までに「KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート」にかかる本契約を締結済みの契約者は、同年 7 月 1 日から遅くとも同年 9 月 30 日までの間に、給与計算機能、人事労務機能、PC	

ログオン・ログオフ打刻機能、及びデータ分析機能（以下本備考欄において「追加機能」といいます。）のご利用を開始する事が可能になります。ご利用が可能となるまでの間は追加機能をご利用いただくことはできません。

② freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート

提供機能	内容
給与計算機能	勤怠管理データや従業員情報から、支給額や控除すべき税金や保険料を自動計算し、従業員に支払う給与額を計算することができます。振込ファイルも自動作成できます。
年末調整機能	アンケート形式で従業員が必要情報を入力し、源泉徴収票や給与支払報告書などの提出書類を自動で作成することができます。
勤怠管理機能	従業員が出勤・退勤時間を入力できます。Web上で位置情報付きの打刻ができるタイムレコーダー機能にも対応し、有給休暇の管理をすることができます。
入退社手続き機能	手続き・人事労務業務に必要な情報の収集や、社会保険や雇用保険の被保険者資格取得届や喪失届などの必要書類の作成を行えます。
労働保険の更新手続き機能	支払った賃金や雇用保険などの情報を入力すると、労働保険の年度更新の申告書の内容を作成することができます。そのまま電子申請と納付まで行えます。

③ freee 会計 for おまかせ はたラクサポート
（下記はオプション機能を含む提供機能です。）

提供機能	内容
自動記帳機能	レシート、領収書をカメラで読み取り、ネットバンキングやクレジットカードと連携することで、金額・仕訳を自動で記帳することができます。
請求書の作成・管理機能	見積書・請求書・納品書の作成を行うことができ作成された請求書の内容を元に、自動的に帳簿へ記載することができます。
経費精算機能	予め設定された承認フローに応じて、交通費等の経費の申請～承認、転記、振込ファイルの作成を行うことができます。
債務管理機能	仕入情報を登録し、債務の管理を行うことができます。銀行口座と連携し、出金に伴い消込を行うことができます。
債権管理機能	請求情報を登録し、債権の管理を行うことができます。銀行口座と連携し、入金に伴い消込を行うことができます。
レポート機能	日々の入力された取引の情報から、入金、支払い、収益、費用などの各種レポートを確認することができます。
申告機能	国税庁の様式にあった勘定科目内訳明細の出力や、勘定科目・品目等の仕訳から支払調書の作成ができます。

④ クラウドサイン for おまかせ はたラクサポート
（下記はオプション機能を含む提供機能です。）

提供機能	内容
------	----

書類作成・テンプレート機能	予め作成されたテンプレートに基づく書類作成の他に自身で作成した PDF を元に、署名欄や押印欄を設定し帳票を作成できます。
書類保管・管理機能	本サービス上で作成した書類に加え、過去の書類をアップロードし、書類情報（締結先企業名・契約開始日・終了日等）を付与することで一元的に書類を管理することができます。書類情報を元に検索することもできます。
権限設定機能	書類の閲覧、メンバー追加の権限など、各種権限を任意のメンバーにのみ設定することができます。
承認権限機能	社内の承認者をフローに含めないと、社外に送信できないように権限設定をすることができます。
アラート機能	解約通知期限などの年月日データを入力し、アラート設定することで、契約の更新漏れや解約漏れを防ぐことができます。
AI 契約書管理機能	締結完了書類の書類情報を AI で読み取り、書類情報（契約締結日、契約開始日、契約終了日、契約相手の名称、自動更新有無、解約通知期限、取引金額）を自動で取り込みます。
マイナンバーカード署名機能	マイナンバーカード内の署名用電子証明書を利用した電子契約の締結ができます。

他サービス連携機能他サービスと連携することで、顧客、外注先、従業員情報、案件情報などから帳票を自動生成することや、契約締結や契約管理をすることができます。

⑤ BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポート
（下記はオプション機能を含む提供機能です。）

提供機能		内容
受取機能	仕訳入力学習機能	1 度入力した負担部門や勘定科目は、学習機能により、2 回目以降は自動入力されます。（「請求元」「受取担当」「品名・摘要」から判断されます）
	経理・最終承認機能	請求書の支払に対する承認フローをプラットフォーム上で行うことができます。承認者は何名でも設定可能です。
	会計データ・支払データダウンロード機能	請求確定データは、会計データとして CSV ファイルでダウンロードすることができます。また、ファームバンキング用の支払データとしても CSV ファイルでダウンロードできます。
	請求書管理機能・添付ファイル保存機能	受取った請求書は、承認日や支払期限、負担部門や勘定科目など様々な項目で検索・抽出できます。また、請求書に関連するファイルをまとめて保存することもできます。
	請求明細自動取込システム	電話や運輸、各種公共料金など、毎月固定で発生する料金の請求書を自動でまとめることができます。
	通知書機能	支払金額データをアップロードして、一括で支払通知書を作成・発行することができます。社内システムと連携し、通知書の自動発行も可能です。
	自社での電子請求書化機能	契約者自身で紙の請求書を入力してデジタル化できます。取引先からの電子請求書と同じフローで処理でき、電子での一元管理ができます。
	請求書電子化対応	取引先から紙の請求書で受領した場合、紙請求書のスキャンから電子化するまでをサポートしま

		す。紙の請求書が電子データに統一でき業務効率がアップします。
発行機能	請求書作成機能 (一括アップロード作成・個別作成)	契約者の基幹システムの請求データをアップロードして一括で請求書を作成することができます。作成履歴から1枚ずつ個別に請求書を作成することも可能です。
	アップロード請求書自動発行機能	FTP/FTPS 通信を利用して、BtoB プラットフォームにログインすることなく請求書を発行することができます。
	発行承認・発行予約機能	請求書の発行に対する承認フローをプラットフォーム上で回すことができます。承認者は何名でも設定できます。 また、発行開始日時を指定して、発行予約も可能です。予約日時前であれば、発行取消も行えます。
	発行請求書管理 (発行先確認状況管理・催促メール機能)	発行した請求書は、発行日や自社担当者など様々な項目で検索・抽出できます。 請求書を相手が確認したかどうかチェックでき、未確認企業に確認を催促するメールの送信も可能です。
	自動入金消込・督促機能	入金データを自動で取得し、自動で消込をおこないます。消込結果を取引先毎に一覧で確認でき入金管理が強化できます。 また、未収金が発生した際に、「取引先へ督促」や「社内の担当者へ連絡」をメールで送信することができます。
	郵送対応	請求データをアップロード後電子請求未賛同企業には紙の請求書を送付する郵送対応をいたします。
共通機能	権限設定機能	契約者におけるルールに合わせて、担当者毎に権限を設定して運用することができます。パスワード管理できるため、責任の所在・履歴管理ができ、内部統制に対応できます。
	取引先確認機能	契約者の取引先が BtoB プラットフォーム請求書を利用されているかどうかを確認できます。他社とご利用中の取引先、まだご利用されていない取引先に対しては、招待が送れます。

⑥ kintone for おまかせ はたラクサポート

	提供機能	内容
基本機能	データベース機能	膨大な量の企業データや業務データを蓄積し、一覧化し、検索ができます。
	フォーマット機能	統一したフォーマットで業務や情報データの登録ができます。
	レポート機能	アプリに蓄積したデータを集計し、グラフや図表が作成できます。
	アプリ同士の連携機能	kintone で作成したアプリは互いに連携ができます。
	コミュニケーション機能	業務や情報の種類ごとにスレッドを作り従業員間で業務連絡や共有ができます。
	コメント機能	アプリ内のレコードに対するコメント欄があり、コミュニケーションを取ることができます。

	プロセス管理機能	申請承認フローが明確化できたり、業務の進捗状況が明らかにできます。承認者や申請／業務フローを細かく設定可能です。
	拡張機能	外部プラグインの利用、外部クラウドサービスとの API 連携ができ、より多くの業務で kintone を活用できます。
	管理機能	ユーザー管理やアクセス管理で、各種制限をかけることが可能です。
	変更履歴把握機能	いつ誰がどこをどのように変更したのか履歴を残すことができます。誤ってデータを更新してしまった場合も編集前の状態に戻すことができます。
	モバイル機能	スマートフォンやタブレットにも対応しています。場所や時間を選ばず業務が可能です。
Cybozu.com 共通管理機能		ユーザ情報やセキュリティ設定など、cybozu.com 全体に共通する設定を管理できます。
登録情報管理機能		サイボウズドットコムストアにおいて、登録情報の確認、セキュリティ設定などを実施することができます。

3. オプション

提供機能	内容
訪問サポート機能	契約者の要請に基づき、宅内端末機器等の設置・設定等のサポートを実施します。

4. 本サービスで収集する情報

区分	取得する情報
KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート	従業員コード、姓・名（フリガナ）、メールアドレス、パスワード、性別、生年月日、住所、国籍、外国人区分、在留期間満了日、所属、雇用区分、所属部署名、役職名、従業員グループ、入社日、退社日、その他従業員管理コード、管理者コード、管理者名、ログインパスワード、IP アクセス制限、タイムゾーン、表示言語、基本設定権限、所属管理権限、雇用区分管理権限、従業員識別キー、契約期間の定め、有期契約終了日、就業状況（休職・育児休業等含む）、日の所定労働時間、日の契約労働時間、週の契約労働日数、月のみなし残業時間、変形労働の基準時間（週単位）、労働時間等の実績、従業員の家族情報（氏名、生年月日、続柄、扶養区分等）、通勤経路（利用区間・交通手段）、通勤手当金額、給与振込先情報、添付書類画像（証明写真・書類画像等）、企業名、企業所在地、社会保険及び労働保険の各種事業所番号、住民税納付先自治体名、電子申請用電子証明書ファイル、電子申請者氏名、給与・賞与情報（支給額、控除額等）、住民税額、標準報酬月額、源泉徴収票データ、給与支払報告書データ、年末調整申告書入力内容、年末調整添付書類、Windows ログオン・ログオフ日時、Windows ロック・アンロック日時、取得した情報を加工処理することで得られる情報、サポートの過程で知り得た情報等
freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート	従業員 ID、姓・名（フリガナ）、メールアドレス、パスワード、性別、生年月日、所属、雇用区分、役職、従業員グループ、入社日、退社日、日の契約労働時間、週の契約労働日数、従業員銀行口座、従業員扶養親族、従業員厚生年金保険、基本給、残業代、所得税、健康保険料、遅刻・早退時間・回数、時間外労働時間、出勤時間、退勤時間、休暇日数、打刻種別、管理者 ID、管理者名、ログインパスワード、IP アクセス制限、メールアドレス、タイムゾーン、表示言語、基本設定権限、所属管理権限、雇用区分管理権限、従業員識別キー、サポートの過程で知り

	得た情報等
freee 会計 for おまかせ はたラクサポート	会社名、事業所 ID、事業所名、勘定科目 ID、勘定科目名、勘定科目カテゴリ、税区分、取引先 ID、取引先会社名、取引先部門名、取引先郵便番号、取引先住所、取引先口座、品目 ID、品目名、品目カテゴリ、取引発生日、支払期日、取引金額、支払残額、取引種別、取引明細、取引銀行、管理者コード、管理者名、ログインパスワード、IP アクセス制限、メールアドレス、タイムゾーン、表示言語、基本設定権限、所属管理権限、サポートの過程で知り得た情報等
クラウドサイン for おまかせ はたラクサポート	ログイン ID、パスワード、氏名、会社名、メールアドレス、所属チーム、管理権限（書類、チーム管理）、契約書情報、WebAPI クライアント ID、サポートの過程で知り得た情報等
BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポート	ログイン ID、パスワード、氏名、会社名、メールアドレス、金銭情報（口座情報、入金情報等）、請求金額、請求書発行日、支払期限、その他添付資料（請求書、決裁文書等）、サポートの過程で知り得た情報等
kintone for おまかせ はたラクサポート	ログイン ID、パスワード、氏名、会社名、メールアドレス、ドメイン、ドメイン ID、その他契約者が設定した情報、サポートの過程で知り得た情報等

5. BtoB プラットフォーム for おまかせ はたラクサポートに係る契約条件

BtoB プラットフォーム for おまかせ はたラクサポートの契約者は、郵送対応・請求書電子化対応の提供を受けるにあたり、株式会社インフォマートが定める以下の利用約款に同意していただきます。

<https://es.infomart.co.jp/web/jp/terms/ap/IMTOS037-01.pdf>

尚、インフォマート社の利用規約と本規約の定めが相違又は矛盾する場合は、本規約の内容を優先します。

《BtoB プラットフォーム請求書 入金消込機能 特約》

BtoB プラットフォーム請求書サービスの入金消込機能(以下「本機能」という)を利用する場合、本特約に従うものとします。

第 1 条(目的)

本機能は、契約者が指定する預金口座の入金情報を、当社が契約者に代わり該当する金融機関より取得して本機能に登録し、契約者の請求金額、請求明細等の請求データと自動的に照合し、消し込み処理を行うものとします。契約者は、これに承諾して本機能を利用するものとします。

第 2 条(利用の制限)

本機能により取得する入金情報は、金融機関より提供を受けるものとし、その内容の完全性、正確性、確実性、有用性等について、当社が独自に保証するものではないこと、さらに当該金融機関による変更、遅延、中断その他の理由により、本機能による表示が遅延、中断、異常を来たす場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。

《Concur Invoice 連携機能 利用特約》

BtoB プラットフォーム請求書サービスの Concur Invoice 連携機能(以下「本連携機能」という)を利用する場合、本特約に従うものとします。

第 1 条(利用の条件)

1. 本連携機能は、当社が株式会社コンカー(以下「連携サービス運営者」という)の提供する Concur Invoice(以下「連携サービス」という)を既に利用している者に対し提供します。当社は、連携サービスに対しては、その契約、及び利用に関する一切の責任を負わないものとします。
2. 本連携機能は、本サービス、及び連携サービスの間でデータによる連携を行うために、契約者が本サービスに登録したユーザー情報、及び取引先情報を、当社が連携サービス運営者に提供し、連携サービスに登録することで、初めて利用できるものとします。契約者はこれを承諾し、本連携機能を利用するものとします。

別紙2 (料金表)

1. 料金

① KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート

区分		単位	料金額
KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート	通常プラン	1 ID ごとに月額	300 円 (税込金額 330 円)
	自治体・公共プラン	100ID ごとに月額	別の個別契約書等で定める
オプション	訪問サポート	1 作業ごとに	別紙のとおり

備考

- 1 当社は、KING OF TIME for おまかせ はたラクサポートの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金を適用しません。ただし、利用開始があった料金月に、KING OF TIME for おまかせ はたラクサポートの廃止があった場合、またはKING OF TIME for おまかせ はたラクサポート自治体・公共プランをご利用の場合を除きます。
- 2 料金月の途中でKING OF TIME for おまかせ はたラクサポートの廃止があったときは、KING OF TIME for おまかせ はたラクサポートの廃止があった日を含む料金月に係る料金額を適用します。
- 3 KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート自治体・公共プランは、100ID 単位の契約となります。
- 4 KING OF TIME for おまかせ はたラクサポート自治体・公共プランの対象は、当社が別で定めます。

② freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート

区分			単位	料金額
基本メニュー (月契約プラン)	ミニマムプラン	基本利用料 (5ID まで)	1 契約ごとに月額	2,600 円 (税込金額 2,860 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに月額	400 円 (税込金額 440 円)
	スタータープラン	基本利用料 (5ID まで)	1 契約ごとに月額	3,900 円 (税込金額 4,290 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに月額	600 円 (税込金額 660 円)
	スタンダードプラン	基本利用料 (5ID まで)	1 契約ごとに月額	5,200 円 (税込金額 5,720 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに月額	800 円 (税込金額 880 円)
	アドバンスプラン	基本利用料 (5ID まで)	1 契約ごとに月額	7,150 円 (税込金額 7,865 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに月額	1,100 円 (税込金額 1,210 円)
	シングルサインオン オプション	利用料	1 事業者ごとに月額	250 円 (税込金額 275 円)
基本メニュー (年契約プラン)	ミニマムプラン	基本利用料 (5ID まで)	1 契約ごとに月額	2,000 円 (税込金額 2,200 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに月額	400 円 (税込金額 440 円)
	スタータープラン	基本利用料 (5ID まで)	1 契約ごとに月額	3,000 円 (税込金額 3,300 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに月額	600 円 (税込金額 660 円)
	スタンダードプラン	基本利用料 (5ID まで)	1 契約ごとに月額	4,000 円 (税込金額 4,400 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに月額	800 円 (税込金額 880 円)
	アドバンスプラン	基本利用料	1 契約ごとに月額	5,500 円

		(5ID まで)		(税込金額 6,050 円)
		追加 ID	6ID 目から 1ID ごとに 月額	1,100 円 (税込金額 1,210 円)

備考

- 1 当社は、freee人事労務 for おまかせ はたラクサポートの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金を適用しません。ただし、利用開始があった料金月に、freee人事労務 for おまかせ はたラクサポートの廃止があった場合を除きます。
- 2 料金月の途中で freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート（月契約プラン）の廃止があったときは、freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポートの廃止があった日を含む料金月に係る料金額を適用します。
- 3 freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート（年契約プラン）の基本契約期間は、当初1年間、その後1年単位の自動更新であり契約期間満了の14営業日前までに当社が別途定める書面による継続停止手続きを行わない限り、その後1年間自動的に継続されます。
- 4 基本契約期間の途中で freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート（年契約プラン）の廃止があったときは、freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート（年契約プラン）の廃止があった月を含む別紙2（料金表）第2項（解約金）に定める解約金を適用します。
- 5 シングルサインオンオプションは freee 人事労務に関する契約が必要となります。freee 人事労務に関するご契約がない場合には、本オプションを利用することはできません。freee 人事労務に係る契約期間と同一の契約期間となりますので、freee 人事労務に係る契約期間をご確認の上で本オプションをお申込みください。これに伴い、freee 人事労務の契約が終了（契約期間の満了その他の理由により終了した場合を含みます。）した場合には、本オプションの契約期間も終了します。
- 6 シングルサインオンオプションは、2026年9月1日をもって新規申込の受付を終了し、2026年9月30日をもってサービス提供を終了します。

- ③ freee 会計 for おまかせ はたラクサポート基本料金、従量料金等は当社公式ホームページ (https://business.ntt-east.co.jp/service/ohs/download/menu_ohs-freee.pdf) をご確認ください。

備考（I）

- 1 当社は、freee会計 for おまかせ はたラクサポートの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金を適用しません。ただし、利用開始があった料金月に、freee会計 for おまかせ はたラクサポートの廃止があった場合を除きます。
- 2 料金月の途中で freee 会計 for おまかせ はたラクサポート（月契約プラン）の廃止があったときは、freee 会計 for おまかせ はたラクサポートの廃止があった日を含む料金月に係る料金額を適用します。
- 3 経理プラン、債権・入金管理プラン、債務・支払管理プランは、法人版アドオンプロダクトをご利用いただくことができません。
- 4 freee 会計 for おまかせ はたラクサポート（年契約プラン）の基本契約期間は、当初1年間、その後1年単位の自動更新であり契約期間満了の14営業日前までに当社が別途定める書面による継続停止手続きを行わない限り、その後1年間自動的に継続されます。
- 5 基本契約期間の途中で freee 会計 for おまかせ はたラクサポート（年契約プラン）の廃止があったときは、freee 会計 for おまかせ はたラクサポート（年契約プラン）の廃止があった月を含む別紙2（料金表）第2項（解約金）に定める解約金を適用します。
- 6 シングルサインオンオプションは freee 会計に関する契約が必要となります。freee 会計に関するご契約がない場合には、本オプションを利用することはできません。freee 会計に係る契約期間と同一の契約期間となりますので、freee 会計に係る契約期間をご確認の上で本オプションをお申込みください。これに伴い、freee 会計の契約が終了（契約期間の満了その他の理由により終了した場合を含みます。）した場合には、本オプションの契約期間も終了します。
- 7 シングルサインオンオプションは、2026年9月1日をもって新規申込の受付を終了し、2026年9月30日をもってサービス提供を終了します。
- 8 基本料金に加えて、追加 ID や各種申請、請求書送付等の利用実績に応じて従量料金が発生します。
- 9 超過後発注対応について、当該記載機能は事前発注の数量を超えた場合、又は発注がない状態でご利用が確認ができた場合、超過分の注文を行っていただく必要があります。
超過月を初月とし料金表にもとづく年契約残月数必要量の追加発注が必要となります。

備考（Ⅱ） 申告（年契約プラン）について

- 1 0 申告（年契約プラン）（本規約の別紙 1 2. 本サービスで提供する機能（メニュー）③freee 会計 for おまかせ はたラクサポート の表中に記載の申告機能を提供するオプションプランのことを指します。以下同じ。）を利用する場合、申告（年契約プラン）の申込み時点において、freee 会計 for おまかせ はたラクサポートの基本メニュー（ひとり法人プラン、スタータープラン、スタンダードプラン、アドバンスプラン、エンタープライズプラン）のいずれかの契約を締結していなければなりません。
- 1 1 申告（年契約プラン）を利用することができる場合に、freee 会計 for おまかせ はたラクサポートの基本メニューの契約が終了（契約期間の満了その他の理由により終了した場合を含む。）した場合、申告（年契約プラン）の契約期間の途中でであっても当該基本メニューの契約終了日と同日をもって申告（年契約プラン）はご利用できなくなります。

④ クラウドサイン for おまかせ はたラクサポート

区分			単位	料金額
基本メニュー	エントリプラン	基本利用料 (3ID まで)	1 契約ごとに月額	4,800 円 (税込金額 5,280 円)
		従量利用料 (年間 250 通まで)	契約書 1 通ごとに	220 円 (税込金額 242 円)
	ライトプラン	基本利用料	1 契約ごとに月額	11,000 円 (税込金額 12,100 円)
		従量利用料	契約書 1 通ごとに	220 円 (税込金額 242 円)
	コーポレートプラン	基本利用料	1 契約ごとに月額	28,000 円 (税込金額 30,800 円)
		従量利用料	契約書 1 通ごとに	220 円 (税込金額 242 円)
		書類インポートオプション利用料	インポート書類保管数 10,000 件を超える場合、10,000 件ごとに月額	10,000 円 (税込金額 11,000 円)
	ビジネスプラン	基本利用料	1 契約ごとに月額	118,000 円 (税込金額 129,800 円)
		従量利用料	契約書 1 通ごとに	220 円 (税込金額 242 円)
		書類インポートオプション利用料	インポート書類保管数 10,000 件を超える場合、10,000 件ごとに月額	10,000 円 (税込金額 11,000 円)
	エンタープライズプラン	基本利用料	1 契約ごとに月額	148,000 円 (税込金額 162,800 円)
		従量利用料	契約書 1 通ごとに	220 円 (税込金額 242 円)
		書類インポートオプション利用料	インポート書類保管数 10,000 件を超える場合、10,000 件ごとに月額	10,000 円 (税込金額 11,000 円)
自治体・中央	自治体向け月額プラ	基本利用料	人口 10 万人ごとに月	別の個別契約書等で定

省庁向けメニュー	ン		額	める
	自治体向け年額プラン	基本利用料	人口 10 万人ごとに年額	
	自治体向け 10 年間一括プラン	基本利用料	人口 10 万人ごとに	
	中央省庁向け月額プラン	基本利用料	1 契約ごとに月額	
	中央省庁向け年額プラン	基本利用料	1 契約ごとに年額	
	中央省庁 10 年間一括プラン	基本利用料	1 契約ごとに 10 年一括	
	LGWAN オプション月額プラン	初期設定費用	1 契約ごとに	
		基本利用料	1 契約ごとに月額	
	LGWAN オプション年額プラン	初期設定費用	1 契約ごとに	
		基本利用料	1 契約ごとに年額	
	クラウドサイン Basic for kintone 自治体向け 月額プラン	初期設定費用	1 契約ごとに	
		基本利用料	1 契約ごとに月額	
	クラウドサイン Basic for kintone 自治体向け 年額プラン	初期設定費用	1 契約ごとに	
		基本利用料	1 契約ごとに年額	
	クラウドサイン MAKE for kintone 自治体向け 月額プラン	初期設定費用	1 契約ごとに	
		基本利用料	1 契約ごとに月額	
	クラウドサイン MAKE for kintone 自治体向け 年額プラン	初期設定費用	1 契約ごとに	
		基本利用料	1 契約ごとに年額	
オプション	マイナンバーカード署名機能	従量利用料	契約書 1 通ごとに	200 円 (税込金額 220 円)
	クラウドサイン Basic for kintone	初期設定費用	1 契約ごとに	300,000 円 (税込金額 330,000 円)
		基本利用料	1 契約ごとに月額	12,000 円 (税込金額 13,200 円)
	クラウドサイン MAKE for kintone	初期設定費用	1 契約ごとに	300,000 円 (税込金額 330,000 円)
		基本利用料	1 契約ごとに月額	27,000 円 (税込金額 29,700 円)
備考				
1 当社は、クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金を適用しません。ただし、利用開始があった料金月に、クラウドサイン for おまかせ はたラクサポ				

ートの廃止があった場合または自治体・中央省庁プランを除きます。

- 2 クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの基本契約期間は、当初1年間、その後1年単位の自動更新であり契約期間満了の1ヶ月前までに当社が別途定める書面による継続停止手続きを行わない限り、その後1年間自動的に継続されます。
 - 3 基本契約期間の途中でクラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの上位プラン変更があったときは、基本契約期間の起算日は、変更を行った日となります。
 - 4 基本契約期間の途中でクラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの廃止があったときは、クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの廃止があった月を含む別紙2（料金表）第2項（解約金）に定める解約金を適用します。
 - 5 書類インポートオプションは、以下の数を合計した数（以下、「インポート書類保管数」とします）に応じ、請求月の前月を利用月として、毎月利用料金が発生します。
 - ・利用月の前月末日時点でインポートにより当社の使用するサーバー上に存在していた PDF ファイル(書類インポート機能を利用したものに限る)の数
 - ・利用月の月初1日時点から末日までに新たにインポートされた PDF ファイルの数
 - ・クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートで送信または締結した数はインポート書類保管数に算入されない
 - 6 自治体・中央省庁向けメニューの料金額は個別契約書等にて別で定めることとします。
 - 7 コーポレートプラン、ビジネスプラン、エンタープライズプランの基本利用料には、書類 10,000 件までの書類インポート利用料が含まれます。それを超えて書類インポートを行う場合、書類インポートオプション利用料が必要となります。
 - 8 エントリープランについて、ユーザ数 3ID、契約書送信数 250 通を超過してご利用された場合、上位プランへの変更が必要となります。変更いただけない場合、ご利用を停止させていただくことがあります。
 - 9 クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートをご利用の際には、契約者は本規約に記載の事項以外については、弁護士ドットコム株式会社が別に定めるクラウドサイン利用規約 (<https://www.cloudsign.jp/tos>) に従うものとします。また、LGWAN オプションをご利用の際には、当社が別に定める「LGWAN オプション説明資料」及び、弁護士ドットコム株式会社が別に定める「クラウドサイン for Government LGWAN オプション規約」に従うものとします。
 - 10 本サービス上での書類送付等の従量利用料部分の利用の有無に関わらず、本サービスの契約期間中は基本利用料金がかかります。
 - 11 「クラウドサイン Basic for kintone」または「クラウドサイン MAKE for kintone」を利用する場合、申し込み時点において、以下の契約を締結していなければなりません。
 - ・クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの基本メニューのコーポレートプラン以上（コーポレートプラン、ビジネスプラン、エンタープライズプラン）
 - ・kintone のスタンダードプラン以上（スタンダードプラン、ワイドプラン）なお、上記クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの契約が終了（契約期間の満了その他の理由により終了した場合を含みます。）した場合には、本プランの契約期間も終了します。
 - 12 「クラウドサイン Basic for kintone 自治体向け」または「クラウドサイン MAKE for kintone 自治体向け」を利用する場合、申し込み時点において、以下の契約を締結していなければなりません。
 - ・クラウドサイン for おまかせ はたラクサポート（自治体・中央省庁向けメニュー）
 - ・kintone のスタンダードプラン以上（スタンダードプラン、ワイドプラン）なお、上記クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの契約が終了（契約期間の満了その他の理由により終了した場合を含みます。）した場合には、本プランの契約期間も終了します。
 - 13 「クラウドサイン Basic for kintone」または「クラウドサイン MAKE for kintone」については、利用開始時の契約期間はクラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの基本メニューの契約期間と同一となりますので、クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの基本メニューにかかる契約期間をご確認の上でお申し込みください。なお、利用開始時の契約期間が満了した後は1年ごとの自動更新となります。
- (例)
- ・クラウドサイン for おまかせ はたラクサポートの契約期間が 2025/4/1～2026/3/31 の場合において、当該契約期間の途中の 2025/6/1 にオプションメニューのクラウドサイン Basic for kintone を契約すると、クラウドサイン Basic for kintone の利用開始時の契約期間も 2025/6/1～2026/3/31 となります。その後は、クラウドサイン for おまかせ はたラクサポート及びクラウドサイン Basic for kintone

ともに 1 年単位で契約期間が更新されます (2026/4/1～2027/3/31)。

⑤ BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポート

主な料金は以下のとおりです。その他の利用料金、オプション料金詳細は当社公式ホームページ

(https://business.ntt-east.co.jp/service/ohs/download/menu_ohs-btob.pdf) をご確認ください。

区分		単位	料金額
基本利用料	BtoB プラットフォーム請求書 基本料	1 契約 ごとに月額	35,000 円 (税込金額 38,500 円)
従量利用料	BtoB プラットフォーム請求書 受取追加料 (51 通～)	請求書 1 通 ごとに	別途記載
	BtoB プラットフォーム請求書 発行追加料 (101 通～)		
初期費用	BtoB プラットフォーム請求書 セットアップ費用	1 契約 ごとに	100,000 円 (税込金額 110,000 円)
	取引先社数別 追加セットアップ費用		別途記載

備考

- 1 当社は、BtoBプラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポートの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金を適用しません。ただし、利用開始があった料金月に、BtoBプラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポートの廃止があった場合を除きます。
- 2 料金月の途中で BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポートの廃止があったときは、BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポートの廃止があった日を含む料金月に係る料金を適用します。
- 3 BtoBプラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポートについては、解約希望月の前月の25日までに、解約の申し入れをする必要があります。

⑥kintone for おまかせ はたラクサポート

区分		単位	料金額
基本メニュー	ライトプラン	1 ユーザー ごとに月額	1,000 円 (税込金額 1,100 円)
	スタンダードプラン	(10 ユーザー ～)	1,800 円 (税込金額 1,980 円)
	ワイドプラン	1 ユーザー ごとに月額 (1,000 ユーザー ～)	3,000 円 (税込金額 3,300 円)
自治体・教育機関向け メニュー	アカデミック/ガバメント ライトプラン	1 ユーザー ごとに月額	600 円 (税込金額 660 円)
	アカデミック/ガバメント スタンダード プラン	(10 ユーザー ～)	1,080 円 (税込金額 1,188 円)
	自治体向け全職員導入(101-1,000) スタンダードプラン	1 ユーザー ごとに月額	690 円 (税込金額 759 円)
	自治体向け全職員導入(1,001-2,000) スタンダードプラン		640 円 (税込金額 704 円)
	自治体向け全職員導入(2,001-3,000) スタンダードプラン		590 円 (税込金額 649 円)

		自治体向け全職員導入(3,001-) スタンダードプラン		540 円 (税込金額 594 円)
オプションメニュー	共通	cybozu.com セキュアアクセス	1 ユーザー ごとに月額	250 円 (税込金額 275 円)
		cybozu.com ディスク増設 10GB	10GB あたり月額	1,000 円 (税込金額 1,100 円)
		ゲストユーザ ライトプラン	1 ユーザー ごとに月額	700 円 (税込金額 770 円)
		ゲストユーザ スタンダードプラン		1,440 円 (税込金額 1,584 円)
		ゲストユーザ ワイドプラン		1,440 円 (税込金額 1,584 円)
	自治体・ 教育機関 向け	アカデミック/ガバメント ゲストユーザ ライトプラン		420 円 (税込 462 円)
		アカデミック/ガバメント ゲストユーザ スタンダードプラン		870 円 (税込 957 円)

備考

- 1 当社は、kintone for おまかせ はたラクサポートの利用開始があった日を含む料金月に係る利用料金を適用しません。ただし、利用開始があった料金月に、kintone for おまかせ はたラクサポートを解約した場合または自治体・教育機関向けメニューを除きます。
- 2 料金月の途中で kintone for おまかせ はたラクサポートを解約したときは、kintone for おまかせ はたラクサポートの解約日を含む料金月に係る料金額を適用します。
- 3 アカデミックライセンスまたはガバメントライセンスの適用を受けている契約者が、それらの適用の対象外の組織・団体に変更となる場合は、事前に当社にその旨を通知してください。当該変更がなされた時点で、特別価格によるサービスの提供は停止され、通常価格が適用されることとなります。なお、前記の事前通知なく契約者が適用対象外の組織・団体場合となっていた場合には、当該期間を遡って、特別価格と通常価格との差額を請求いたします。
- 4 kintone for おまかせ はたラクサポートについては、解約希望月の前月の25日までに、解約の申し入れをする必要があります。
- 5 2024年9月30日時点のkintone for おまかせ はたラクサポート契約者は、2024年11月ご利用分より改訂料金の適用となります。また、最低ユーザー数について、ユーザー数やプランの変更を行わない場合、2026年10月末までは契約したユーザー数でご利用いただけます。2026年11月以降は、改定後の最小ユーザー数に自動で切り替わります。
- 6 2024年10月1日以降のユーザー数やプラン変更については、ユーザー数を追加する場合、10ユーザー以上への追加のみ可能です。また、ユーザー数の追加後、10ユーザー未満へ戻すことはできません。ユーザー数を削減する場合、10ユーザー未満への削減はできません。プラン変更の場合、プラン変更と合わせて、ユーザー数を10ユーザー以上へ変更する必要があります。
- 7 2026年3月31日時点の自治体向け全職員導入スタンダードプランの契約者は、2027年3月ご利用分までは個別契約で定めた料金が適用され、2027年4月ご利用分より本規約の料金が適用されます。
- 8 自治体向け全職員導入スタンダードプランについて、2026年4月1日以降に契約者がユーザー数の変更を申し出て、これにより1ユーザーごとの月額料金の区分が変更となる場合は、前項の規定にかかわらず、本規約の料金を適用します。

すべてのクラウドサービスに関わる事項

- 1 1. 料金記載の事項の一部追加・解約（以下本項において「変更等」といいます）を月内で1回行った場合、変更月は変更前の料金が適用されます。ただし、変更等を同月内で複数回実施した場合は、その月内で最も高い料金を適用します。なお、変更等の回数のカウントは、当社が別で定める「「おまかせ はたラクサポート 地域防災支援システム powered by EYE-BOUSAI クラウドサービス」利用規約」におけるメニュー等の変更等と合算するものとします。

2. 解約金

区分	適用条件	解約金
freee 人事労務 for おまかせ はたラクサポート (年契約プラン)	基本契約期間満了日の 14 営業日前までに解約した場合	基本契約期間内に解約することによって利用しなくなることとなった月数に申込みプランに応じた基本利用料を乗じた額
freee 会計 for おまかせ はたラクサポート (年契約プラン)	基本契約期間満了日の 14 営業日前までに解約した場合	基本契約期間内に解約することによって利用しなくなることとなった月数に申込みプランに応じた基本利用料を乗じた額
クラウドサイン for おまかせ はたラクサポート	基本契約期間満了日の 1 ヶ月前までに解約した場合	基本契約期間内に解約することによって利用しなくなることとなった月数に申込みプランに応じた基本利用料を乗じた額
BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポート	申込手續完了後、提供開始以前に解約した場合	本契約により支払う予定だったセットアップ費用と同じ金額
備考		
1 BtoB プラットフォーム請求書 for おまかせ はたラクサポートの提供開始日以降もセットアップ費用を支払わず、契約者の都合で本サービスの利用を中止した場合でも、当該セットアップ費用を支払う義務を負うものとします。		

3. 訪問サポート基本料金

項目	対象・単位	料金額
基本作業費	1. 1 の派遣ごとに課金します。 2. 当社は、2026 年 7 月 1 日以降に基本作業を要する派遣に係る申込を受けた場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、1 の派遣ごとに 1,000 円（税込価格 1,100 円）を減額して適用します（減額して 0 円未満になる場合は、0 円とします。）。 ①当社ホームページから申込を受けた場合 ②当社と本サービスの OEM 提供に関する契約を提供している事業者が、当該契約に基づいて申込をした場合	8,500 円 （税込価格 9,350 円）
基本作業加算額	1 の派遣における作業メニューの料金額の合計が 29,000 円（税込価格 31,900 円）を超えた場合に、29,000 円（税込価格 31,900 円）ごとに加算します。	3,500 円 （税込金額 3,850 円）
夜間基本費	午後 7 時から午前 9 時における 1 の派遣ごとに基本作業費に加算します。	4,500 円 （税込金額 4,950 円）
夜間追加費	午後 7 時から午前 9 時における 1 の派遣において、本紙 3. 作業メニュー料金の合計額が 3,000 円を超える場合は、3,000 円を超える毎に加算します。	2,000 円 （税込金額 2,200 円）
状況診断費	1 回の派遣ごとに課金します。（フレッツの申込みを行う者又は提供の形態による細目の変更の申込みと同時に訪問サポートを申込んだ場合を除く）	1,500 円 （税込金額 1,650 円）
交通費	本サービスの提供区域内であって離島（本州及び北海道を離れる島等）において訪問サポートの提供を行う場合に課金する場合があります。	実費

4. 訪問サポート作業メニュー料金

契約者の要請に基づき、各作業メニューごとに加算します。主な作業メニュー料金は以下のとおりです。メニュー料金詳細は当社公式ホームページ (<https://business.ntt-east.co.jp/support/ohs/>) をご確認ください。

作業メニュー	課金単位	料金額
ルータ設定	ルータ 1 台ごとに	7,600 円 (税込金額 8,360 円)
その他周辺機器設定	周辺機器 1 台ごとに	3,500 円 (税込金額 3,850 円)

(注) 上記の作業メニュー料金は本規約 第 24 条 (利用料金の支払義務) に基づき、契約者が支払うこととします。

別紙3（当社が別に定めることとする事項）

第27条（料金計算方法等）

規定内容	当社が別に定める事項
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合。

第49条（債権の譲渡）

規定内容	当社が別に定める事項
請求事業者	N T Tファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合 契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合